

独立行政法人自動車技術総合機構職員給与規程

制定	平成14年	7月	1日	規程第	8号
改正	平成14年	9月	24日	規程第	39号
改正	平成14年	11月	28日	規程第	49号
改正	平成15年	3月	25日	規程第	58号
改正	平成15年	11月	28日	規程第	20号
改正	平成16年	3月	30日	規程第	34号
改正	平成16年	10月	28日	規程第	8号
改正	平成17年	11月	24日	規程第	12号
改正	平成18年	3月	20日	規程第	17号
改正	平成19年	4月	1日	規程第	9号
改正	平成19年	11月	30日	規程第	44号
改正	平成20年	3月	31日	規程第	56号
改正	平成20年	6月	30日	規程第	2号
改正	平成21年	3月	18日	規程第	18号
改正	平成21年	5月	29日	規程第	3号
改正	平成21年	11月	30日	規程第	12号
改正	平成22年	3月	30日	規程第	22号
改正	平成22年	11月	30日	規程第	8号
改正	平成23年	3月	31日	規程第	23号
改正	平成24年	3月	30日	規程第	6号
改正	平成25年	12月	13日	規程第	2号
改正	平成26年	11月	28日	規程第	11号
改正	平成27年	3月	27日	規程第	21号
改正	平成28年	2月	23日	規程第	15号
改正	平成28年	3月	30日	規程第	23号
改正	平成28年	9月	28日	規程第	61号
改正	平成28年	11月	29日	規程第	71号
改正	平成29年	3月	2日	規程第	90号
改正	平成29年	3月	31日	規程第	101号
改正	平成29年	7月	26日	規程第	12号
改正	平成29年	9月	26日	規程第	15号
改正	平成30年	1月	23日	規程第	21号
改正	平成30年	3月	12日	規程第	38号
改正	平成30年	12月	25日	規程第	9号
改正	令和元年	5月	27日	規程第	32号
改正	令和元年	12月	25日	規程第	46号
改正	令和2年	5月	29日	規程第	6号
改正	令和2年	6月	17日	規程第	12号

(総則)

第1条 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人自動車技術総合機構就業規則（平成14年規程第9号）。以下「就業規則」という。）

第2条に定める職員（以下「職員」という。）に対する給与の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 在外職員の給与の支給等に関する事項については、別に定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 俸給
- (2) 扶養手当
- (3) 地域手当
- (4) 広域異動手当
- (5) 管理職手当
- (6) 本部業務調整手当
- (7) 研究業務調整手当
- (8) 住居手当
- (9) 通勤手当
- (10) 特殊勤務手当
- (11) 特勤勤務手当
- (12) 宿日直手当
- (13) 寒冷地手当
- (14) 単身赴任手当
- (15) 超過勤務手当
- (16) 管理職員特別勤務手当
- (17) 期末手当
- (18) 勤勉手当
- (19) 研究実績手当

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、その全額をその者の預金又は貯金口座への振込の方法によって支払うものとする。

2 職員の給与から法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく労使協定により控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与のうちからその金額を控除して支給する。

(職員が死亡した場合による給与の支給)

第4条 職員が死亡した場合の給与は、その遺族に支給する。

2 支給を受ける遺族は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条の定めるところによる。

（俸給の決定）

第5条 職員の受ける俸給は、就業規則第10条に規定する勤務時間（以下「所定勤務時間」という。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める扶養手当、地域手当、広域異動手当、管理職手当、本部業務調整手当、研究業務調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、研究実績手当を除いた全額とし、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、その者の職務経歴等を考慮して、俸給表（別表第1）に定める級及び号俸により決定する。

（初任給）

第6条 職員に採用された者の初任給は、その者の学歴、免許及び職務経歴等に基づき、他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

（昇格）

第7条 職員が別に定める昇格基準を満たし、かつ、勤務成績が良好な場合は、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、別に定めるところにより決定する。

（昇給）

第8条 職員の昇給は、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

2 昇給は、昇給日前の9月30日（以下「評価終了日」という。）以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に当該職員が独立行政法人自動車技術総合機構職員の懲戒等に関する規程（平成14年規程第25号。以下「懲戒規程」という。）に規定する懲戒処分及び指導監督上の措置を受けた場合等にあつては、これらの事由を併せて考慮するものとする。ただし、独立行政法人自動車技術総合機構研究職員業務実績評価実施規程（平成28年規程第39号）の評価対象職員（以下、「研究評価職員」という。）の昇給については、昇給日前1年間の勤務成績に応じて行うものとする。

3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表7級以上及び研究職俸給表5級以上である職員にあつては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

4 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用にあつては、別に定める基準に従い決定するものとする。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、昇給に関し必要な事項等については、別に定める。

(俸給等の支給日)

第9条 俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、管理職手当、第17条第1項に規定する本部業務調整手当、住居手当、特勤勤務手当、単身赴任手当及び研究業務調整手当は、その月の月額的全額を毎月16日に、第17条第2項に規定する本部業務調整手当、特殊勤務手当、宿日直手当、超過勤務手当及び管理職特別勤務手当は、その月の分を翌月16日に支給するものとする。ただし、これらの支給日が土曜日にあたる場合は15日、日曜日又は祝日にあたる場合は17日、17日が祝日にあたる場合は18日に支給するものとする。

2 職員が就業規則第16条第2項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る前項の規定の適用については、同項中「翌月16日に」とあるのは、「就業規則第16条第2項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月16日に」とする。

3 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1箇月）をいう。）等その他別に定める期間に係る最初の月の第一項に規定する支給日に支給する。ただし、当該支給日までに別に定める通勤の実態の届出に係る事実が確認できない等のため当該支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができる。

4 職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため職員から給与支給の請求があつた場合には、第1項の規定にかかわらず請求のあつた日までの給与（第1項に規定する給与に限る。）の金額の範囲内でこれを支給することができる。

第10条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降格等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が就業規則第38条第1項の規定により休職を命ぜられ、若しくは就業規則第62条の規定により出勤停止にされた場合、又は休職若しくは出勤停止の終了により職務に復帰した場合におけるその月の俸給は、その休職若しくは出勤停止の発令の日の前日まで又はその休職若しくは出勤停止の終了の日の翌日以後につき支給する。

3 職員が次項に該当するときを除き、退職し、又は解雇されたときは、その日まで俸給を支給する。

4 前3項の規定により俸給を支給する場合であつて、その月の初日から末日まで支給するとき以外の俸給の額は、その月の日数から就業規則第14条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

5 職員が死亡したときは、その月までを支給する。

6 前各項の規定は、第14条及び第16条の給与の支給について準用する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第1号及び第3号

から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表9級以上の職員、研究職俸給表6級以上の職員（以下「一般職9級以上職員等」という。）及び任期付研究員には支給されない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者とする。

(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表8級の職員及び研究職俸給表5級の職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出）

第12条 新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

（扶養手当の支給）

第13条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族た

る配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある一般職 9 級以上職員等が一般職 9 級以上職員等以外の職員となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある一般職 8 級職員等が一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等以外の職員となつた場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある職員で一般職 9 級以上職員等以外のものが一般職 9 級以上職員等となつた場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で一般職 8 級以上職員等及び一般職 9 級以上職員等以外のものが一般職 8 級職員等となつた場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(地域手当)

第14条 地域手当は、別表第2に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

2 地域手当の月額、その職員の俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に別表第2に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

3 地域手当の支給を受けている職員が、支給割合の低い地域又は支給されない地域に異動（勤務箇所の移転を含む。以下この項において同じ。）した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は勤務箇所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他別に定める場合に限る。）には、第1項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に異動した場合の地域手当については、別に定める。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員等であった者が、引き続き職員となった場合は、当該職員に対して、前項の規定に準じて地域手当を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(広域異動手当)

第15条 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算出した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合

その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる時にあつては当該再異動等の日以降は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当は支給しない。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

第16条 管理職手当は、次の各号に掲げる職員（以下、「管理職員」という。）に対して、毎月当該各号に定める額を支給する。ただし、管理職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合は、業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休職及び業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休暇により許可を得て勤務しなかった場合を除き、管理職手当は支給しない。

(1) I種 審議役、本部部長、自動車認証審査部長、リコール技術検証部長、環境研究部長、自動車安全研究部長、交通システム研究部長、鉄道認証室長

一般職 10級 139,300円

9級 130,300円

8級 117,100円

7級 110,600円

研究職 5級 129,300円

(2) II種 本部室長、本部調査役、本部部次長、技術コーディネーター、本部参事役、本部課長、研修センター長、研究所の部次長（情報セキュリティ審査センター長を含む。）、特別研究員（理事長が指定するものに限る。）、地方検査部長及び地方検査部次長

一般職 8級 94,000円

7級 88,500円

6級 83,100円

5級 79,300円

研究職 5級 103,400円

- (3) III種 環境研究部副部長、自動車安全研究部副部長、交通システム研究部副部長、前号に掲げる特別研究員以外の特別研究員、前任自動車認証審査官（特に困難な業務を所掌するものに限る。）、自動車試験場長、地方検査部課長、地方事務所長（理事長が指定するものに限る。）

一般職 6級 72,700円

5級 69,400円

研究職 5級 90,500円

4級 78,400円

- (4) IV種 前号に掲げる前任自動車認証審査官以外の前任自動車認証審査官、企画調整官、業務推進官、地方検査部企画官、前号に掲げる地方事務所長以外の地方事務所長及び地方事務所次長

一般職 6級 62,300円

5級 59,500円

4級 55,500円

研究職 4級 67,200円

3級 60,900円

- 2 管理職員の前項の規定による額が、独立行政法人自動車技術総合機構役員給与規程（平成14年規程第6号）第4条に規定する役員の最低俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に110分の100を乗じて得た額と、その者が受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額との差額に相当する額以上の額となる場合には、その者に支給する管理職手当は、前項にかかわらずその差額未滿による別に定める額とする。

（本部業務調整手当）

- 第17条 本部業務調整手当は、本部（研修センター及び沖縄事務所を除く。）に勤務する職員（管理職員及び交通安全環境研究所を勤務地とする職員を除く。以下「本部職員」という。）に対し、次の表の区分に定める月額を支給する。ただし、本部職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合は、業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休職及び業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休暇により許可を得て勤務しなかった場合を除き、本部業務調整手当は支給しない。

職務の級	月額
6級	39,200円
5級	37,400円

4級	22,100円
3級	17,500円
2級	8,800円
1級	7,200円

2 独立行政法人自動車技術総合機構組織規程（平成28年規程第3号。以下「組織規程」という。）第97条に基づき技術指導教官として任命された職員（前項の規定により本部業務調整手当が支給される職員を除く。）に対し、研修センターにおいて勤務した日1日につき1,000円を支給する。ただし、勤務した時間が1日について4時間に満たない場合は、500円とする。

（研究業務調整手当）

第18条 研究業務調整手当は、研究職俸給表の適用を受ける職員のうち、研究に係る重要かつ困難な対外的な調整業務に従事する次の各号に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 組織規程第75条に規定する研究部長補佐
- (2) 組織規程第28条に規定する技術コーディネーター補佐
- (3) 前2号と同等の職員と理事長が認めた者

2 研究業務調整手当の月額は、10,000円とする。

（住居手当）

第19条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

ただし、任期付研究員には支給されない。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員、その他の法人から貸与された職員宿舎に居住している職員を除く。）

- (2) 第25条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている職員で、配偶者が居住するための住宅（本条第3項各号に規定する住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員又はこれらのものとの権衡上必要があると認められる職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超え、61,000円未満の家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1に11,000円を加算した額

ハ 月額61,000円以上の家賃を支払っている職員 28,000円

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する職員については、住居手当は支給しない。

(1) 国又は地方公共団体から宿舍を貸与されてこれに居住している職員

(2) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定する法人から宿舍を貸与されてこれに居住している職員

(3) 配偶者、父母又は配偶者の父母のうち、扶養親族でない者が所有し、又は借り受けている住宅を借り受け、そこに同居している職員

4 前各号に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用し、運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して

得た額（以下「1 箇月運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位 期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給 単位期間につき、それぞれ次に掲げる額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転（以下「異動等」という。）に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道に係る通勤手当支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額

4 国家公務員等が人事交流により職員となった場合には、前項の規定に準じて、通勤手当を支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 前4項に定めるほか、通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第21条 特殊勤務手当は、機構に所属する職員が、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第12条の規定に基づく機構の審査に係る業務のうち、次の各号の一に該当する作業に従事したときに支給する。

(1) 車輪を揚げて又はピット等において行う原動機及び動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置又は緩衝装置等の審査の作業

(2) ブレーキ・テスト等による制動力の計測又は速度計試験機等による速度計の検査等の作業及び排気ガス検査の作業

(3) 道路又はこれに隣接した場所において行う構造及び装置に関する検査の作業

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号及び第2号の手当の額は、作業に従事した日1日につき380円とし、作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、250円

とする。

- (2) 前項第3号の手当の額は、作業に従事した日1日につき250円とし、作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、150円とする。

(特地勤務手当)

第22条 特地勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に在勤する職員に対して支給する。

- 2 職員が勤務箇所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する勤務箇所又はその移転した勤務箇所が前項に規定する地に該当するときは、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 3 国家公務員等が人事交流により職員となった場合は、前項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 4 前3項に定めるほか、特地勤務手当の支給の調整に関する事項その他特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(宿日直手当)

第23条 職員が、宿日直勤務を命ぜられ、勤務をした場合には宿日直手当を支給する。

- 2 前項の勤務は、第26条(超過勤務手当)の勤務には含まれないものとする。
- 3 第1項の手当の額は、その勤務1回について次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合には、100分の50を乗じて得た額とする。
 - (1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務 4, 400円
 - (2) 研修の機関における研修生の生活指導等のための当直勤務 6, 100円

(寒冷地手当)

第24条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下、この項において「基準日」という。)において、別に定める地域に在勤する職員に対し、基準日の属する月の第9条第1項で定める日に支給する。

- 2 前項に規定する寒冷地手当の支給については、別に定めるところによる。

(単身赴任手当)

第25条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転(以下「異動等」という。)に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から異動等の直後に勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住

居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

- 3 国家公務員等が人事交流により職員となった場合その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当）

第26条 超過勤務手当は、職員（管理職員を除く。）が就業規則第16条の規定により所定勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ぜられた場合において、所定勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第27条に規定する勤務1時間当りの給与額に次の各号に掲げる勤務に応じてそれぞれの割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額をその職員に支給する。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日の勤務 100分の125

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 所定勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ぜられ、所定勤務時間以外の時間又は休日の勤務の時間が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当りの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 就業規則第16条第2項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当りの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

（勤務1時間当りの給与額）

第27条 前条及び第42条に規定する勤務1時間当りの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当の月額、広域異動手当の月額、本部業務調整手当の月額、研究業務調整手当の月額、特地勤務手当の月額及び寒冷地手当が支給されるときは寒冷地手当の月額の合計に12を乗じ、その額を1年間における所定労働時間数で除して得た額とする。

（端数処理）

第28条 前条に規定する勤務1時間当りの給与額及び第26条に規定する勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算出する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは切り捨て、50銭以上の端数を生じたときは1円に切り上げるものとする。

2 就業規則第16条第2項に規定する超勤代休時間を指定された職員の超過勤務手当について、当該超過勤務手当の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第29条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第14条の規定に基づく休日に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。

(研究実績手当)

第30条 研究実績手当は、研究評価職員であつて前年度における当該評価を受けた職員のうち、当該評価が優秀な職員であり、かつ毎年6月から翌年3月まで(以下、この条において「支給期間」という。)の各月の初日(以下、この条において「基準日」という。)において在職する職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、前年度の研究評価職員の第34条第3項に基づく勤勉手当の総額から当該職員の勤勉手当支給総額を減じた額を勘案して理事長が決定する単価に、評価結果に応じて決定された数を乗じた額とする。

3 実績手当は、基準日の属する月の第9条第1項で定める日に支給する。

(期末手当)

第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第33条まで及び附則第3項第5号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の6月30日及び12月10日(次条及び第33条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、その日が日曜日にあたるときは、その前々日、その日が土曜日にあたるときは、その前日とする。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員(第37条第6項の規定の適用を受ける

職員及び別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（職員でその職務の級が7級以上、かつ、第16条に基づく管理職手当の区分がⅡ種以上であるもの（以下「特定幹部職員」という。）にあつては100分の107.5）乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月以上6ヶ月未満	100分の80
3ヶ月以上5ヶ月未満	100分の60
3ヶ月未満	100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第3項第5号において同じ。）において職員が受けるべき俸給、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額並びに広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 俸給表の適用を受ける職員のうちで職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して表1に定めるものには、管理加算として俸給月額に、表2に定めるものには、職務加算として俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、それぞれの割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

表1 管理加算

	割合
管理職手当区分がⅠ種であり、一般職俸給表7級以上、又は研究職俸給表5級以上を受けている職員	100分の25
管理職手当区分がⅡ種であり、一般職俸給表7級以上、研究職俸給表5級以上を受けている職員	100分の15

表2 職務加算

職務の区分	割合
-------	----

一般職 8 級以上の職員及び研究職 5 級以上の職員であり、管理職手当区分 I・II 種適用職員	100 分の 20
一般職 7 級又は 6 級の職員及び研究職 5 級以上の職員	100 分の 15
一般職 5 級又は 4 級の職員及び研究職 4 級又は 3 級の職員	100 分の 10
一般職 3 級の職員又は研究職 2 級の職員（理事長が定める経験年数以上の職員に限る）	100 分の 5

俸給表	職員	加算割合
第 1 号 任期付研究職俸給表	5 号俸以上の俸給月額を受ける職員	100 分の 20
	4 号俸・3 号俸の俸給月額を受ける職員	100 分の 15
	2 号俸・1 号俸の俸給月額を受ける職員	100 分の 10
第 2 号及び第 3 号 任期付研究職俸給表	すべての職員	100 分の 5

5 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する前日までの間に懲戒規程第 7 条第 1 号に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 4 7 条第 1 号又は第 2 号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前 1 ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事

件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第33条 理事長は、支給日に期末手当を支給されることとされていた職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項においても同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、懲戒規程第18条第1項に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされるところなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対して、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第34条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第3項第6号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、直近の人事評価の結果及び基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績（研究評価職員については、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績）に応じて、それぞれ基準日の属する月の6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日にあたるときは、その前々日、その日が土曜日にあたるときは、その前日とする。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第47条第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、任期付研究員には支給されない。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、機構に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第31条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第32条中「前条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第31条第1項に規定する基準日という。以下この条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

(扶養手当等の支給方法)

第35条 扶養手当、管理職手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(業務上又は通勤による負傷、疾病により勤務することができない職員への措置)

第36条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、このため勤務することができない場合には、その勤務することができない期間中、別に定めるところにより第2条に規定する給与に相当する全額を支給する。

2 第3条第2項の規定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、前項に規定する給与に相当する全額からその金額を控除して支給する。

(休職者の給与)

第37条 職員が結核性疾患にかかり就業規則第38条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100

分の80を支給することができる。

- 2 職員が第36条第1項又は前項以外の心身の故障により就業規則第38条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が就業規則第38条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第38条第1項第4号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 5 就業規則第38条第1項の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第1項、第2項又は第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第31条第1項に規定する基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りではない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第32条及び第33条の規定を準用する。この場合において、第32条の中「前条第1項」とあるのは、「第37条第6項」と読み替えるものとする。

(復職時等における号俸の調整)

第38条 休職にされ、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員と均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(病気休暇者の給与)

第39条 当分の間、第42条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（別に定める場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、別に定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる俸給の額とする。

- 2 前項の定める手当の支給等に関し必要な事項は、別に定める。

(育児休業者等の給与)

第40条 職員が就業規則第30条の規定により育児休業を承認された場合には、給与は支給しない。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をした全期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。

3 職員が就業規則第30条の規定により部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当りの給与額を所定の給与額から減額する。

4 前3項に規定するもののほか、育児休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業者の給与)

第41条 職員が就業規則第31条の規定により介護休業を受けて勤務しない場合は、その期間の勤務しない1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当りの給与額を所定の給与額から減額する。

(給与の減額)

第42条 職員が勤務しないときは、就業規則第14条に規定する休日及び当該休日と振り替えられた日、同規則第16条第2項に規定する超勤代休時間及び同規則第23条から第26条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に所属長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当りの給与額を所定の給与額から減額する。

(上位資格の取得の場合の号俸の決定)

第43条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合は、その者の号俸を上位の号俸に決定することができる。

(実施に関し必要な事項)

第44条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成14年7月1日規程第8号)

1 この規程は、平成14年7月1日から施行する。

2 就業規則第2条第1項に規定する職員のうち、自動車検査独立行政法人の設立日において国の機関に勤務していた職員で、引き続き自動車検査独立行政法人の職員となった者であつて、設立日の前日において一般職の職員の給与に関する法律第11条(扶養手当)、第11条の9(住居手当)、第12条(通勤手当)又は第12条の2(単身赴任手当)に規定する手当の認定を受けている者が、設立日においても設立日前日と同様の当該認定を受けるに足りる支給要件に該当しているときは、その者に対する当該支給に関しては、設立日において第11条(扶養手当)、第16条(住居手当)、第17条(通勤

手当)及び第22条(単身赴任手当)の規定による認定があったものとみなす。

3 平成30年3月31日までの間、職員(その職務の級が6級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額(当該特定職員が第35条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第5項及び第6項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び附則第5項において「俸給月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この号、第5号及び第6号並びに第5項において同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この号、第5号及び第6号並びに第5項において同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
- (4) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (5) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第28条第4項の表2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する割合を乗じて得た額(同項の表1に規定する職員にあっては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手

当及び広域異動手当の月額合計額（同条第4項の表2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表に規定する割合を乗じて得た額（同項の表1に規定する職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額）

(6) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（第31条第4項において準用する第28条第4項の表2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表に規定する割合を乗じて得た額（同項の表1に規定する職員にあっては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合において、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第4項において準用する第28条第4項の表2の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表に規定する割合を乗じて得た額（同項の表1に規定する職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(7) 第33条第1項又は第33条の2第1項から第4項まで若しくは第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第33条第1項 前各号に定める額

ロ 第33条の2第1項又は第2項 第1号から第3号まで及び第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第33条の2第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第33条の2第4項 第1号から第3号まで及び第5号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第33条の2第6項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

4 給与期間の中途において、前項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは就業規則第36条第1項の規定により休職を命ぜられ、若しくは就業規則第60

条の規定により出勤停止にされた場合若しくは休職若しくは出勤停止の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の前項各号（第5号及び第6号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

- 5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第24条、第36条第3項、第37条及び第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間における所定労働時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間における所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 6 附則第3項の規定が適用される間、第31条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定幹部職員にあつては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成14年9月24日規程第39号）

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成14年11月28日規程第49号）

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。
- 2 平成14年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第27条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定された期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成14年12月1日まで引き続いて在職した期間で同年7月1日から施行日の前日までのものについて支給される給与のうち俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額
 - (2) 平成14年12月1日まで引き続いて在職した期間で同年7月1日から施行日の前日までのものについて支給される給与のうち、改正後の規定による俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる俸給等の額の合計額

附 則（平成15年3月25日規程第58号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年11月28日規程第20号）

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は改正後の規程第27条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（給与法等で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して給与法等で定めるものを除く。））にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、給与法等に準じた日）において職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（第22条第2項に規定する給与法等の例に準じて加算された額を除く。）及び特地勤務手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から10月までの月数（同年4月1日から同年10月31日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他給与法等で定める期間のある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して給与法等で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則（平成16年3月30日規程第34号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前に異動した職員に係る異動の直前の調整手当支給地域等の在勤期間については、従前の取扱いとする。
- 3 施行日前に異動した職員に係る施行日後の支給割合については、施行日に異動したものとした場合のものを適用する。

附 則（平成16年10月28日規程第8号）

この規程は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成17年11月24日規程第12号）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は改正後の規程第27条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（給与法等で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。
 - (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員と

なった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して給与法等で定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、給与法等に準じた日）において職員が受けるべき俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、住居手当、特地勤務手当及び単身赴任手当（第22条第2項に規定する給与法等の例に準じて加算された額を除く。）の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から11月までの月数（同年4月1日から同年11月30日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他給与法等で定める期間のある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して給与法等で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則（平成18年3月20日規程第17号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号俸は、給与法等の措置により定める職務の級及び号俸とする。
- 3 前項の切替えに伴い、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員について、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（自動車検査独立行政法人職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年11月30日規程第12号。以下この項において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において平成21年改正規程附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額とし、減額改定対象職員以外の職員である者にあつては、当該額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それぞれその額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるときは、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給として支給する。
 - (2) 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前号に規定する職員を除く。）について、前号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、給与法等の定めるところにより、前号の規定に準じて、俸給を支給する。
 - (3) 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前各号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前各号の規定に準じて、俸給を支

給する。

- 4 前項による俸給を支給される職員に関する改正後の規定の適用にあたって、「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と前各号の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 5 規程第7条第3項の規定による昇給をさせる号俸数の基準については、同項の規定にかかわらず当分の間、この項において定めるところによる。
 - (1) 平成22年1月1日までの間、規程第7条第3項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分に応じて定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。
 - (2) 平成19年1月1日における昇給の号俸数は、前号の規定による号俸数に相当する数に、切替日から昇給の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。

附 則（平成19年4月1日規程第9号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）
- 2 平成20年3月31日までの間においては、この規程による改正後の自動車検査独立行政法人職員給与規程（以下「新規程」という。）第15条第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）
- 3 新規程第15条の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以降」とする。

（管理職手当に関する経過措置）
- 4 新規程第16条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当（給与規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のほか、新規程第16条の規定による管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（給与規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 5 前項に規定する経過措置基準額とは、この規程による改正前の規程第15条に掲げる

管理職手当の額をいい、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた区分より下位の区分に属する職員以外の者のうち、管理職手当適用職員 同日にその者が受けていた管理職手当額（自動車検査独立行政法人職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年11月30日規程第12号。以下この項において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において平成21年改正規程附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該額に100分の99.59を乗じて得た額とし、減額改定対象職員以外の職員である者にあつては、当該額に100分の99.83を乗じて得た額とする。以下第2号から第4号までにおいて同じ。）
- (2) 施行日の前日に適用されていた区分より下位の区分に属するの者のうち、管理職手当適用職員 同日にその者が当該下位の区分の適用を受けたとしていたならば、その者が受けることとなる管理職手当額
- (3) 施行日の前日に適用されていた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外の者のうち、管理職手当適用職員 同日にその者が受けていた管理職手当額
- (4) 施行日の前日に適用されていた職務の級より下位の職務の級に属するの者のうち、管理職手当適用職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならば、その者が受けることとなる管理職手当額

附 則（平成19年11月30日規程第44号）

- 1 この規程は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第16条第1項第2号の改正規定は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 改正後の給与規程の規定（第31条第2項の改正規定を除く。）は、平成19年4月1日から適用する。ただし、前項ただし書きの施行日の前日までの間は、改正後の第16条第1項第2号の規定中、「本部参事役、本部課長」とあるのは「本部次長、本部課長、本部調査役」とする。
- 3 平成19年12月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第31条第2項の規定中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

附 則（平成20年3月31日規程第56号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日規程第2号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日規程第18号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日規程第3号）

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規程第12号）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第28条第2項及び第31条第2項の規定の適用については、第28条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、第31条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。
- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第28条第2項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、本部業務調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第23条第2項に規定する別に定める額を除く。）及び特勤勤務手当（給与規程第20条第2項及び3項に規定する手当を含む。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数（同年4月1日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、就業規則第36条第1項に定める休職の期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号俸
1級	1号俸から56号俸まで
2級	1号俸から24号俸まで
3級	1号俸から8号俸まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年3月30日規程第22号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規程第8号）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の規程第28条第2項、第31条第2項及び附則第6項の規定の適用については、第28条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第31条第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、附則第6項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。
- 3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第28条第2項から第5項まで若しくは第33条第1項若しくは第33条の2第1項、第2項、第4項若しくは第6項又は附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の規程附則第3項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、自動車検査独立行政法人職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月20日規程第17号）附則第3項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、同年4月2日（同日から同年12月1日までの期間において新たに職員となった日がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から同年12月1日までの期間における減額改定対象職員となった日のうち最も早い日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、本部業務調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（規程第23条第2項に規定する別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（規程第20条第2項及び第3項の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間

(就業規則第60条の規定により出勤停止にされた期間又は規程第38条の規定により給与を減額された期間にあつては、その月について支給された俸給の額がこの号に規定する合計額に100分の0.28を乗じて得た額に満たないものに限る。)のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の級	号俸
1級	1号俸から93号俸まで
2級	1号俸から64号俸まで
3級	1号俸から48号俸まで
4級	1号俸から32号俸まで
5級	1号俸から24号俸まで
6級	1号俸から16号俸まで
7級	1号俸から4号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して別に定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

- 4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の規程附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 5 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において規程第8条第2項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 6 自動車検査独立行政法人職員の育児休業、介護休業等に関する規程(平成19年4月1日規程第4号)第17条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、自動車検査独立行政法人職員の育児休業、介護休業等に関する規

程（平成19年4月1日規程第4号）第22条の規定により読み替えられた自動車検査独立行政法人就業規則（平成14年7月1日規程第9号）第9条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 7 前項の規定は、自動車検査独立行政法人職員の育児休業、介護休業等に関する規程第25条の規定による勤務をしている職員について準用する。

附 則（平成23年3月31日規程第23号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第6号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員（以下この項から附則第4項までにおいて「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第8条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項から附則第4項までにおいて「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において30歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあつては、2号俸）上位の号俸とする。
- 3 平成25年4月1日において別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあつては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 平成26年4月1日において別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあつては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成25年12月13日規程第2号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日規程第11号）

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

- 2 改正後の給与規程の規定（第31条第2項及び附則第6項に係る改正規定を除く。）は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 平成26年12月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第31条第2項の規定中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」とし、附則第6項の規定中「100分1.125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.425」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」する。

附 則（平成27年3月27日規程第21号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の俸給表の切替えに伴い、次のとおり取り扱うものとする。
 - （1）切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が切替日の前日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員（次に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（附則（平成14年規程第8号）第3項で定める特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
 - イ 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。次項において同じ。）をした職員
 - ロ 切替日以降に降号（職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。次項において同じ。）をした職員
 - ハ 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次項において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（規程第34条、自動車検査独立行政法人職員の育児休業、介護休業等に関する規程（平成19年規程第7号。以下「育児・介護休業規程」という。第12条の規定による号俸の調整をいう。次項において同じ。）をされた職員
 - ① 就業規則第36条第1項の規定により休職にされていた期間
 - ② 就業規則第28条第1項の規定により育児休業をしていた期間
 - ③ 就業規則第29条第1項の規定により介護休業をしていた期間
 - ④ 就業規則第22条第1項の規定により病気休暇の承認を受けていた期間
 - ニ 切替日以降に育児短時間勤務等（育児・介護休業規程第22条又は第25条の規定による勤務をいう。）を開始し、又は終了した職員
 - （2）切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前号イ～ニに規定す

る職員に限る。)について、前号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前号の規定に準じて、俸給を支給する。

- (3) 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して、前2号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2号の規定に準じて、俸給を支給する。

- 3 前項の規定による俸給を支給される職員に関する規程第28条第4項(規程第31条第4項において準用する場合を含む。)、附則第3項第1号から第3号まで、第5号及び第6号、並びに第5項の規定の適用については、同項並びに同号中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と自動車検査独立行政法人職員給与規程(平成27年規程第21号)附則第2項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(地域手当の異動保障に関する経過措置)

- 5 平成30年10月1日までの間における規程第14条第3項第1号及び第2号の規定の適用については、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合であって、同日から6ヶ月をさかのぼった日の前日から当該異動日等の日の前日までの間に当該地域に係る地域手当の支給割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合とする。

(広域異動手当に関する特例)

- 6 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の規程第15条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 7 切替日前に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する改正後の規程第15条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(単身赴任手当に関する特例)

- 8 切替日から平成28年3月31日までの間における改正後の規程第23条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則 (平成28年2月23日規程第15号)

- 1 この規程は、平成28年2月23日から施行する。
- 2 改正後の給与規程の規定（第31条第2項及び附則第6項を除く）は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 平成27年12月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第31条第2項の規定中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」とし、附則第6項の規定中「100分1.2」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.5」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（平成28年3月30日規程第23号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月28日規程第61号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年11月29日規程第71号）

- 1 この規程は、平成28年11月29日から施行する。
- 2 改正後の給与規程の規定（第1条第2項、第11条第3項、第34条第2項及び附則第6項を除く）は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 平成29年3月31日までの間における改正後の規程第11条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族については10,000円」とあるのは「扶養親族については13,000円」と、「8,000円」とあるのは「6,500円」と、「そのうち1人については10,000円」とあるのは「そのうち1人については11,000円」と、「9,000円」とあるのは「11,000円」とする。
- 4 平成29年3月31日までの間における改正後の規程第17条の規定の適用については、表中「6,300円」とあるのは「4,500円」と、「7,700円」とあるのは「5,500円」と、「16,000円」とあるのは「13,100円」と、「20,300円」とあるのは「16,600円」とする。
- 5 平成28年12月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第34条第2項の規定中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とし、附則第6項の規定中「100分1.275」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.65」と、「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とする。
- 6 平成28年12月に支給する期末手当にあたっては、改正後の別表第1（3）任期付研究員俸給表備考欄の「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則（平成29年3月2日規程第90号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程第101号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月26日規程第12号）

- 1 この規程は、平成29年7月26日から施行する。
- 2 改正後の給与規程の規定は、平成29年7月1日から適用する。

附 則（平成29年9月26日規程第15号）

- 1 この規程は、平成29年9月26日から施行する。
- 2 改正後の給与規程の規定は、平成29年9月1日から適用する。

附 則（平成30年1月23日規程第21号）

- 1 この規程は、平成30年1月23日から施行する。
- 2 改正後の給与規程の規定（第11条第3項、第13条第2項、第34条第2項及び附則第6項を除く）は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において規程第8条第2項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 4 平成30年3月31日までの間における改正後の規程第11条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族については6,500円」とあるのは「扶養親族については10,000円」と、「1人につき10,000円」とあるのは「1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）」と、「1人につき6,500円」とあるのは「1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつてはそのうちに1人については9,000円）」とする。
- 5 平成29年3月31日までの間における改正後の規程第17条の規定の適用については、表中「7,200円」とあるのは「6,900円」と、「8,800円」とあるのは「8,300円」と、「17,500円」とあるのは「16,900円」と、「22,100円」とあるのは「21,200円」とする。
- 5 平成29年12月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第34条第2項の規定中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」とし、附則第6項の規定中「100分1.275」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.725」と、「100分の85」とあるのは「100分の95」と、「100分の105」とあるのは「100分の115」とする。

7 平成29年12月に支給する期末手当にあたっては、改正後の別表第1(3)任期付
研究員俸給表備考欄の「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」
とする。

附 則 (平成30年3月12日規程第38号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月23日規程第21号)

- 1 この規程は、平成30年1月23日から施行する。
- 2 改正後の給与規程の規定(第11条第3項、第13条第2項、第34条第2項及び附

附 則 (平成30年12月25日規程第9号)

- 1 この規程は、平成30年12月25日から施行する。
- 2 改正後の給与規程の規定(第11条第3項、第13条、第31条第2項及び第34条
第2項を除く)は、平成30年4月1日から適用する。
- 4 平成31年3月31日までの間における改正後の規程第11条第3項の規定の適用に
ついては、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親
族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」とあるのは「前項第1号に該当す
る扶養親族」と、「1人につき6,500円(一般職俸給表8級以上の職員及び研究職俸
給表5級以上の職員(以下「一般職8級以上職員等」という。)にあつては、3,50
0円)」とあるのは「6,500円」と、「1人につき10,000円」とあるのは「1
人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族(以下「扶養親族たる
父母等」という。)については1人につき6,500円」とする。
- 5 平成31年3月31日までの間における改正後の規程第13条第2項の規定の適用に
ついては、同項中「扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合におい
ては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日
の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事
実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。(1)扶養手当を受
けている職員に更に前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合(2)扶養手当を受け
ている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を
欠くに至った場合(3)扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るも
のがある一般職8級以上職員等が一般職8級以上職員等以外の職員となった場合(4)
扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で一般職8
級以上職員等以外のものが一般職8級以上職員等となった場合(5)職員の扶養親族た
る子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期
間にある子となった場合」とあるのは「扶養手当は、これを受けている職員に更に前条
第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定
による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受け
ている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶
養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者

が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子又は、扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同条第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子又は、扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。」とする。

6 平成30年12月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第34条第2項の規定中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」とする。

7 平成30年12月に支給する期末手当にあたっては、改正後の別表第1（3）任期付研究員俸給表備考欄の「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とあるのは「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

附 則（令和元年12月25日規程第46号）

1 この規程は、令和元年12月25日から施行する。

2 改正後の給与規程の規定（第11条、第12条、第13条、第19条、第34条第2項、第43条及び別表第1（3）任期付研究員俸給表備考欄を除く）は、平成31年4月1日から適用する。

3 改正後の給与規程第11条、第12条、第13条及び第19条は、令和2年4月1日から適用する。第19条第2項の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与規程第19条第2項の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第19条第2項の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で給与規程第19条第2項で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1）改正後の給与規程第19条第1項のいずれにも該当しないこととなる職員

（2）旧手当額から改正後の給与規程第19条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

4 改正後の給与規程第43条は、令和元年10月1日から適用する。

5 令和元年12月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第34条第2項の規定中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

6 令和元年12月に支給する期末手当にあたっては、改正後の別表第1（3）任期付研究員俸給表備考欄の「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則（令和2年5月29日規程第6号）

この規程は、令和2年6月1日（別表第一（2）研究職俸給表の適用を受ける職員（研究評価職員を除く）（以下「研究職員」という。）については、令和3年6月1日）から施行する。

附 則（令和2年6月17日規程第12号）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年11月25日規程第25号）

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 令和2年12月に支給する期末手当の額の算定にあたっては、改正後の第31条第2項の規定中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。
- 3 令和2年12月に支給する期末手当にあたっては、改正後の別表第1（3）任期付研究員俸給表備考欄の「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。
- 4 研究職員に係る改正後の第8条の規定については、令和4年1月1日から適用する。

(1)一般職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		

46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				

98	296,100	344,100						
99	296,500	344,500						
100	296,900	344,800						
101	297,100	345,100						
102	297,400	345,500						
103	297,800	345,900						
104	298,100	346,300						
105	298,300	346,800						
106	298,600	347,200						
107	299,000	347,600						
108	299,300	348,000						
109	299,500	348,500						
110	299,900	348,900						
111	300,300	349,200						
112	300,600	349,500						
113	300,800	350,000						
114	301,000							
115	301,300							
116	301,700							
117	301,900							
118	302,100							
119	302,400							
120	302,700							
121	303,100							
122	303,300							
123	303,600							
124	303,900							
125	304,200							

(備考) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で給与法等に該当するものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、186,700円とする。

(2) 研究職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800	523,300
2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700	526,400
3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300	529,500
4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100	532,600
5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200	535,700
6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900	538,100
7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600	540,500
8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300	542,900
9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800	545,300
10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400	547,000
11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100	548,900
12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900	550,800
13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500	552,500
14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200	553,800
15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000	555,000
16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700	556,000
17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200	557,100
18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800	557,800
19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300	558,400
20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900	559,000
21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400	559,700
22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000	
23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600	
24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100	
25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300	
26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600	
27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100	
28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600	
29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100	
30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600	
31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100	
32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600	
33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900	
34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300	
35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700	
36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200	
37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600	
38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100	
39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500	
40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000	
41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300	
42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500	
43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700	
44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900	
45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600	
46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100	
47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700	
48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200	
49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900	
50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300	
51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700	
52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200	
53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300	
54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500	
55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700	
56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900	
57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800	
58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800	

59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
74	263,500	318,600	388,600		
75	264,700	319,700	389,200		
76	265,700	320,800	389,900		
77	266,800	321,900	390,600		
78	267,900	322,900	391,200		
79	269,100	323,800	391,800		
80	270,000	324,700	392,400		
81	271,200	325,800	393,000		
82	272,500	326,600	393,600		
83	273,800	327,300	394,200		
84	275,000	328,100	394,800		
85	276,100	328,600	395,300		
86	277,200	329,100	395,800		
87	278,500	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			
117	298,500	343,500			
118	298,900	343,900			
119	299,200	344,300			
120	299,600	344,700			
121	299,900	345,100			

備考 この表は、研究業務に従事する職員に適用する。

(3) 任期付研究員俸給表

第一号任期付研究職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	397, 000
2	456, 000
3	516, 000
4	596, 000
5	693, 000
6	791, 000

第二号任期付研究職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	331, 000
2	367, 000
3	394, 000

第三号任期付研究職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	234, 800
2	275, 500
3	331, 000

- 備 考
1. 任期付研究員に適用する。
 2. 任期付研究員に対する第31条第2項の規定の適用については、「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

独立行政法人自動車技術総合機構における地域手当の支給割合

組 織		所在地	26年度	27年度	28年度～
本部	本部(四ツ谷)	新宿区	18%	18.5%	20%
	研修センター	八王子市	12%	14%	15%
交通安全環境研究所	交通安全環境研究所	調布市			16%
	自動車試験場	熊谷市			3%
	中部事務所	名古屋市			15%
北海道	検 査 部	札幌市	3%	3%	3%
東北	検 査 部	仙台市	6%	6%	6%
関東	検 査 部	品川区	18%	18.5%	20%
	足立事務所	足立区	18%	18.5%	20%
	練馬事務所	練馬区	18%	18.5%	20%
	多摩事務所	国立市	15%	15%	15%
	八王子事務所	八王子市	12%	14%	15%
	神奈川事務所	横浜市	12%	15%	16%
	川崎事務所	川崎市	12%	15%	16%
	湘南事務所	平塚市	6%	9%	10%
	埼玉事務所	さいたま市	12%	14%	15%
	熊谷事務所	熊谷市	3%	3%	3%
	所沢事務所	所沢市	10%	10%	10%
	春日部事務所	春日部市	3%	5%	6%
	群馬事務所	前橋市	3%	3%	3%
	千葉事務所	千葉市	10%	13%	15%
	習志野事務所	船橋市	12%	12%	12%
	袖ヶ浦事務所	袖ヶ浦市	12%	15%	16%
	野田事務所	野田市	3%	5%	6%
	茨城事務所	水戸市	10%	10%	10%
土浦事務所	土浦市	10%	10%	10%	
栃木事務所	宇都宮市	6%	6%	6%	
北陸信越	検査部	新潟市	0%	2%	3%
	長野事務所	長野市	3%	3%	3%
	松本事務所	松本市	3%	3%	3%
	富山事務所	富山市	3%	3%	3%
	石川事務所	金沢市	3%	3%	3%
	検査部	名古屋市	12%	14%	15%
	西三河事務所	豊田市	12%	15%	16%
	小牧事務所	小牧市	3%	3%	3%
	豊橋事務所	豊橋市	3%	3%	3%
	静岡事務所	静岡市	6%	6%	6%

中部	沼津事務所	沼津市	6%	6%	6%
	浜松事務所	浜松市	3%	3%	3%
	岐阜事務所	岐阜市	3%	5%	6%
	福井事務所	福井市	3%	3%	3%
	三重事務所	津市	6%	6%	6%
	四日市事務所	四日市市	6%	9%	10%
近畿	検査部	寝屋川市	12%	12%	12%
	なにわ事務所	大阪市	15%	15.5%	16%
	和泉事務所	和泉市	6%	6%	6%
	京都事務所	京都市	10%	10%	10%
	京都南事務所	久世郡	3%	3%	3%
	兵庫事務所	神戸市	10%	10.5%	12%
	姫路事務所	姫路市	3%	3%	3%
	奈良事務所	大和郡山市	10%	10%	10%
	滋賀事務所	守山市	6%	6%	6%
和歌山事務所	和歌山市	3%	5%	6%	
中国	検査部	広島市	10%	10%	10%
	岡山事務所	岡山市	3%	3%	3%
四国	検査部	高松市	3%	5%	6%
	徳島事務所	徳島市	0%	2%	3%
九州	検査部	福岡市	10%	10%	10%
	北九州事務所	北九州市	3%	3%	3%
	長崎事務所	長崎市	3%	3%	3%